

福岡県バス対策協議会における協議事項の報告

福岡県交通対策協議会設置要綱第8条第2項に基づき、福岡県バス対策協議会において、福岡県地域公共交通計画に記載する令和9年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金対象系統等について協議を行ったため、その結果を報告するもの。

【令和9年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金対象系統】

1. 令和8年6月24日(水) 開催(対面)

- 議案第1号 「福岡県交通ビジョン2022(福岡県地域公共交通計画)」(案)について

【令和9年度補助対象系統】

補助対象事業者：乗合バス事業者(堀川バス株式会社 外15事業者)

申請額：306,560千円

〈運行費補助〉申請系統数：60系統 申請額：259,284千円

〈車両減価償却費補助〉申請台数：23台 申請額：47,476千円

※前回協議会の補足

【令和7年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金対象系統】

1. 令和8年1月15日(木)～令和8年1月21日(水) 開催(書面)

- 議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

令和6年6月に福岡県バス対策協議会で策定した「令和7年度地域間幹線系統確保維持計画」に盛り込まれた系統について事業評価を行ったもの。

計画に定めた(1)「事業実施の適切性」及び(2)「目標・効果達成状況」についての評価は以下のとおり。

(1) 事業実施の適切性

A：59系統(前年度：56系統)

B：0系統(前年度：0系統)

C：0系統(前年度：0系統)

(1)事業実施の適切性 評価基準(国交省事業評価に関するガイダンスより)

A:事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された

B:事業が計画に位置付けられたとおりに実施されていない点があった

C:事業が計画に位置付けられたとおりに実施されなかった

(2) 目標・効果達成状況

A：21系統(前年度：25系統)

B：37系統(前年度：28系統)

C：1系統(前年度：3系統)

(2)目標・効果達成状況 評価基準(福岡県バス対策協議会において整理)

A:収支率が目標値以上

B:収支率が目標値を1～9ポイント下回る

C:収支率が目標値を10ポイント下回る

※定量的な目標値について

・収支率:直近の実績から1%改善

・輸送人員:直近の実績を維持